明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一四）　三
〔政　令〕
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（一六〇）　六
〔省　令〕
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（厚生労働七二）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（法律第一四号）（厚生労働省）

1　昭和二三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定することとした。（前文関係）

2　趣旨

この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとすることとした。（第一条関係）

3　定義（一時金の支給対象者）

(一)　この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間において施行されていた優生保護法をいうこととした。（第二条第一項関係）

(二)　この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、(1)又は(2)の者であって、この法律の施行の日において生存しているものをいうこととした。（第二条第二項関係）

(1)　昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に、旧優生保護法第三条第一項、第一〇条又は第一三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（母体の保護のみを理由として旧優生保護法第三条第一項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

(2)　(1)のほか、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（イからニまでに掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明らかである者を除く。）

イ　母体の保護

ロ　疾病の治療

ハ　本人が子を有することを希望しないこと。

ニ　ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを希望すること。

4　一時金

(一)　一時金の支給等

(1)　一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給することとした。（第三条関係）

(2)　一時金の額

一時金の額は、三二〇万円とすることとした。（第四条関係）

(3)　支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の遺族であって、その者の死亡当時にその者と生計を同じくしていたものに支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給することとした。（第六条第一項関係）

(二)　支給の手続

(1)　請求

イ　権利の認定

(イ)　厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定（以下「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給することとした。（第五条第一項関係）

(ロ)　(イ)の請求（以下「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができることとした。（第五条第二項関係）

(ハ)　請求は、この法律の施行の日から起算して五年を経過したときは、することができないこととした。（第五条第三項関係）

ロ　請求書の提出

(イ)　請求をしようとする者は、厚生労働大臣（都道府県知事を経由する場合は、当該都道府県知事）に、氏名及び住所又は居所、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯等を記載した請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(ロ)　都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働大臣に送付しなければならないこととした。（第七条第二項関係）

(2)　請求に係る都道府県知事及び厚生労働大臣による調査

イ　都道府県知事による調査

(イ)　請求書の提出を受けた場合の調査

①　都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとすることとした。（第八条第一項関係）